

パテントプールの現状と将来像

加 藤 恒*

抄 録 技術標準化の進展に伴い、電子情報通信分野では必須特許を一括してライセンスするパテントプールが普及してきた。本稿では、パテントプールの基本的仕組み等の内容を実例に基づいて説明する。さらに、当初想定していなかったパテントプールの重畳や原理上避けられないアウトサイダーの出現といった課題に対する解決方向性を提示する。

目 次

1. はじめに
2. パテントプールの基本的内容
 2. 1 パテントプールの成立プロセス
 2. 2 パテントプール機構の仕組みとメリット
 2. 3 パテントプールが実施できるための法的基盤
3. パテントプールのマネジメント
 3. 1 技術的貢献に応じた配分の在り方
 3. 2 エンフォースメント
 3. 3 ロイヤリティの適正化
4. パテントプールの課題と将来像
 4. 1 ロイヤリティ政策
 4. 2 プールの重畳とプロダクトライセンス
 4. 3 アウトサイダー問題
5. まとめ

1. はじめに

筆者らは、電子情報分野におけるパテントプールについて、その概要を紹介してきた。1998年に「MPEG2パテントポートフォリオライセンス」¹⁾と題して、弁護士の尾崎英男氏と筆者の共著により、デジタル画像圧縮技術に関するMPEG2 (Motion Picture Expert Group-2) 技術標準について、パテントプールによる単一ライセンスが開始されたことを踏まえて、その

概要を報告した。2001年には、筆者は「第三代移動体通信のためのパテントプラットフォームライセンス」²⁾を論説し、携帯電話端末に係る国際標準である第三代規格の中で主流となっているW-CDMA (Wideband Code Divisional Multiple Access) 方式について、パテントプール型ライセンスが採用されたので、その仕組みを紹介した。さらに、筆者と共に同ライセンスに関わった清水克則氏が2005年に「パテントプールの硬直性を克服した新しい集合ライセンス・システム」³⁾を著し、特に従前のパテントプールにはなかった既存ライセンス契約の調整機能を取り入れたパテントプラットフォームのライセンス方式を詳細に説明されている。

ところで、上記MPEG2パテントプールの成功を契機に、現在では電子情報分野だけでも10を超えるパテントプールが形成されて運用されているが、いくつかの問題点も指摘されている。例えば、パテントプール自身は個別ライセンス重畳によるロイヤリティの積上げを解決したが、今度はパテントプールが複数重畳してくるようになったなど、当初予想しなかった新たな課題が出現しているのである。

* 三菱電機株式会社 知的財産渉外部次長
弁理士 Hisashi KATO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

本稿はこのような状況を踏まえて、一部上記記事と重複するかもしれないが、パテントプールの基本的事項を概説した上で、実際のパテントプールを例にとってその発展のプロセスを振り返りながら、パテントプールのマネジメントとして、特に留意すべき事項を説明する。さらにパテントプールの今後の在り方を考えた場合、解決すべき課題を抽出しながらその将来像を探ることとする。

2. パテントプールの基本的内容

2.1 パテントプールの成立プロセス

まず、パテントプールの発生要因について考察することとする。パテントプールは、基本的にはジョイントライセンスであるから、複数の特許権者がそれぞれ特許権を有すれば成り立つが、通常は数社以上の特許権者が存在し、一定数以上の特許権についてライセンスが必要な場合にパテントプールの実際の適用が考えられる。発生要因として最も重要なことは、パテントプールの適用対象である技術が誰にでも実施されること、つまり技術的普及を前提としている点である。現代のパテントプールが殆ど技術標準を対象としていることから理解されよう。ところで、現代の技術標準はその技術的高度性から相当数の会社とその策定に参画し、これらの会社からの寄書提出（技術的プロポーザル）によって技術標準が形成される。ここで、寄書の内容は事前に特許出願されるため、最終的に技術標準を実施しようとする多くの必須特許（技術標準を実施する上で不可欠な特許）が存在することになる。この必須特許のライセンス処理に最も効果的な手段としてパテントプールが用いられるようになったのが実情である。なお、対象となる技術標準は公的標準化機関が定める公的標準（de jure standard）だけでなく、フォーラムなどから発生する事後的標

準（de facto standard）も含まれる。合意形成のプロセスが公式なものか或いは民間有志によるものかの違いだけであって、両者が技術普及を目的とすることは同じだからである。

以上のように、パテントプールの発生要因は技術標準と密接に関連することが多いが、電子情報技術分野以外では発生要因が異なることがある。最近、農林水産省の主導によって、和牛の遺伝子特許に関するパテントプール形成の構想が進められている⁴⁾。その背景としては、和牛の品質がその地域的特性と関連するため（神戸牛や松坂牛の例など）、その品種改良は各都道府県の畜産試験場等が主体となって実施されているところ、さらなる和牛の遺伝資源の保護と活用を進めるためには、畜産改良センターや都道府県畜産試験場単位で行われている和牛遺伝子技術と特許を集約して、一層効率的な形で和牛の品種改良の研究開発を促進する必要があるというものである。具体的には、試験サンプルとなるDNA試験片の提供と遺伝子特許の利用権の集約である。このような和牛遺伝子特許のパテントプール構想においては、研究開発の促進目的が発生要因となっている。研究機関・研究者の連携による戦略的な特許取得と利用の新たな試みとして、この構想の実現に注目したい。

パテントプールの成立プロセスについては、従前と現在では違いが見られる。現代のパテントプール普及の基礎的モデルとなったMPEG2の場合は、国際標準化機関の外枠で有志によるIPR検討グループが形成されたことがパテントプールの成立に大きく貢献した。MPEG2は1980年代後半に策定されたデジタル画像圧縮に関する技術標準であるが、その策定コンセプトは世界のトップレベルの企業から最高水準の技術提案を募集し、公正な技術評価を経て取りまとめるものであった。この結果、MPEG2規格は現代でも広く利用される極めて優秀な技術標準となったが、おびただしい数の必須特許が

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

存在するのではないかという問題が浮上した。この解決にあたったのがIPR検討グループであり、解決策としてパテントプールが用いられることになった。このように、特許権者と技術利用者の発意によってパテントプールが成立する姿が原型である。なお、MPEG2の場合は、上記IPR検討グループの参加会社の出資によってライセンス会社（米国法人であるMPEG LA LLC）が設立され、1997年からパテントプールライセンスが開始されている。

ところで、MPEG2以降の現代のパテントプールは、パテントプールを実際に運用するライセンス会社が、パテントプール形成を呼びかけることによって開始されることが多い。ライセンス会社によるパテントプールの商業的モデルが確立してきたためである。実際には、ライセンス会社が必須特許募集を行うことがパテントプール成立の契機となり、その後必須特許権者が集まってライセンス条件を決定することによってパテントプールの運用が開始されることになる。このような傾向は、パテントプールの運用が商業ベースで行われるようになってきていることを意味する。

パテントプールが成立するための次の重要なプロセスが必須特許の選定である。具体的な必須性の基準としては、技術的必須特許（Technically Essential：技術を実施する上で代替手段がないもの）と商業的必須特許（Commercially Essential：代替手段は観念上ありえるが商業的、実践的には他の手段がないもの）の二種類があり、技術標準規格書が明確に存在する公的技術標準は前者が、フォーラム標準や事後的標準の場合は後者が選択されることが多い。技術的必須の考え方は厳密性が重視されるので争いは少なくなる一方、実施する側としては広く必須特許が含まれる可能性が高い商業的必須の方が有利といえるので、それぞれ優劣がある。

この選択された必須判断基準に基づき、必須特許鑑定人が選任されることになる。MPEG2を代表例として、多くのパテントプールでは、必須特許鑑定人は主要国（日、米、欧州など）の弁護士や弁理士がその任務にあっている。つまり、必須判断は個人の有する一定のストライクゾーンが基準である。これによれば、厳格か緩いかの基準は全ての必須特許候補について同一に適用されるから、その範囲では公平である。しかし、必須性の判断基準として妥当かどうかは別問題となる。この点から採用されているのが、日本知的財産仲裁センターによる「センター必須判定」⁵⁾の手続きである。同判定は、特定の技術標準規格に関する必須特許の実施許諾団体と仲裁センターとの合意に基づき、特定の特許が対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かについて同センターが行う判定であり、実際には同センターに所属する弁護士と弁理士の各1名がペアとなって判定を行い、このペアが複数構成されることとなっている。このため、判定基準は各ペア間で刷り合わせが行われ、結果的に妥当な水準が形成される仕組みとなっている。この判定手続きを利用するパテントプールとしては、デジタル放送ARIB必須特許ライセンスがある。

最後に、パテントプールのライセンス条件は、必須特許保有者と認定された特許権者のみによって決定される。その基礎となる対象製品等の市場情報はライセンス会社から提供されることが多いが、あくまでもロイヤリティ対価などのライセンス条件の決定権は必須特許権者にある点に留意しなければならない。

2.2 パテントプール機構の仕組みとメリット

パテントプール機構の基本的仕組みは、ライセンス会社がライセンス会社(License Administrator)を通じて特許権者の有する必須特許を一括して許諾を受ける一方、ライセンスはライセンス会

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

社に対価であるロイヤリティをまとめて支払うものである。これによって、ライセンスは各特許権者（ライセンサ）と個別に交渉・契約して夫々にロイヤリティを支払う煩雑な手続きを免れるというメリットが生ずることになる。いわゆるOne-Stop Licensingの実現である。

實際上、ライセンス会社にどのような権利を付与するかによって、パテントプールには大きく二つの形態がある。第一は、図1に示すようなサブライセンス型パテントプール、第二は、図2に示すジョイントライセンス型パテントプールである。

サブライセンス型パテントプールでは、ライセンサからライセンス会社にサブライセンス権付ライセンスが付与される。そして、ライセンス会社は各ライセンシにサブライセンスを与える。これが通常の特許実施契約に相当するものである。一方、実施の対価であるロイヤリティはライセンシからライセンス会社に支払われ、ライセンス会社は一定の配分ルールに従ってライセンサに配分を行うことで完結する。ライセンス会社にはサブライセンス権が与えられるから、ライセンス会社の権能が明確であり法的安定性も高いので、MPEG2パテントプールを始め、多くのパテントプールで採用されている機構である。ただし、ライセンサ・ライセンシ間に既存のクロスライセンスがあった場合でも、

既定額のロイヤリティを一旦は支払わなければならない（払い戻しはプール外で、個別に行うことになる）、またライセンサでもあるライセンシは自身の特許に対してもまずは対価を支払うという不便がある。

一方、ジョイントライセンス型パテントプールは、夫々のライセンサとライセンシ間で特許ライセンスの契約が直接成立する仕組みとなっている。つまり、特許ライセンスの束が形成される。ここでは、ライセンス会社の役割は、交渉と契約締結支援及びロイヤリティの徴収と配分を行うことにある。このタイプのパテントプールでは、ライセンサ・ライセンシ間で合意できれば、その二者でのロイヤリティを免除したり、あるいは一定率減額することができる（これを、Royalty Exemptionと呼ぶ）。この情報は、ライセンス会社に伝達されて、当該ライセンシが払うべきロイヤリティが基準額より低減されることになる。つまり、ジョイントライセンス型パテントプールは、サブライセンス型パテントプールにおける一旦既定ロイヤリティを支払った後、後で払い戻し等行うこととなる手続きを最初から組み込んだものとして行うことができる。ジョイント型パテントプールは、W-CDMAプラットフォームライセンスで採用されており、この柔軟性を考えた仕組みは、前掲の清水克則氏著「パテントプールの硬直性を克

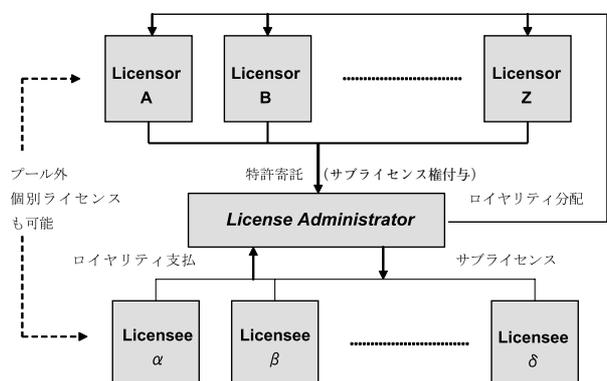


図1 サブライセンス型パテントプール

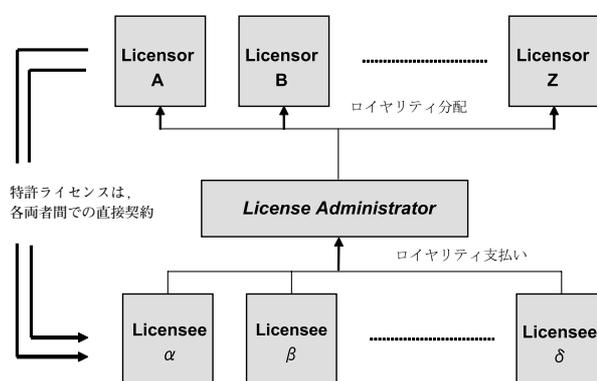


図2 ジョイントライセンス型パテントプール

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

服した新しい集合ライセンス・システム」³⁾に詳述されているので、参照されたい。

パテントプールのメリットについては、前述したようにOne-Stop Licensingが実現されることにある。これにより、ライセンシは1つのプールライセンスを取得すれば、プールに参加しないアウトサイダーがいるときは別として当該技術を安全に実施することができ、ライセンサは自らが多数のライセンシ候補と個別交渉する負担なくして、ロイヤリティ収入を獲得することができるものである。さらに、パテントプールされる特許は必須特許として中立な第三者の認定を受けたものであるから、ライセンスの必要有無についての紛争が抑制されるという効果がある。

他方、デメリットも存在する。無効特許の混在可能性である。必須特許の認定手続きは、ある特許が当該技術の実施に不可欠か否かが審査され、特許上もう一つの議論となる無効性は調査されない。各国の特許法が登録された特許には有効性の推定が働くとしていることから、法的な問題は一応ないとも言えるが、実務上ライセンシの立場からはプールされた特許の無効を争う動機は生じにくい。パテントプールのロイヤリティが定額であるから、一部特許を無効にしても効果がないからである。このため、パテントプールの場において、特許の無効性が大きく争われた事例には筆者は未だ出会っていない。とはいえ、ライセンサ間のロイヤリティ配分の公平性担保の観点から、必須特許の認定手続きにおいて、鑑定人から見て無効蓋然性が極めて高いような必須特許候補は除外するような改善を、今後考えていく必要があるであろう。

2.3 パテントプールが実施できるための法的基盤

(1) 独占禁止法との関係

パテントプールは、その本質として競争者で

あるライセンサがロイヤリティ設定等のライセンス条件を定めて、共同で特許権をライセンスするものであるから、カルテルと極めて近似した性格を帯び、独占禁止法違反となる虞を内包する。このため、歴史的に見ても、多くのパテントプールが独占禁止法違反として解散させられてきた事実がある。例えば、1917年7月に米国政府主導の下で結成された航空機製造連盟(The Manufacturers Aircraft Association)が、1975年に米国司法省による同意命令によって解散した例や、我国では、1997年6月に公正取引委員会によって排除勧告が出された、パチンコ機に関する日本遊技特許運営連盟のパテントプールが挙げられる⁶⁾。

このようなネガティブな傾向を転換させる契機となったのが、前述のMPEG2パテントプールであったといえる。同プールによるライセンスを開始するにあたり、特許権者らは米国司法省及び欧州委員会に事前審査(Business Review Letter及びComfort Letterの申請)を行い⁷⁾、同プールの仕組みは独占禁止法に違反しないであろうという理解を得た点が大きい。

その後のいくつかのパテントプール形成時でも同様な手続きが採られたが、これらを総括すると次のような結論である。すなわち、

① プールのもたらす競争促進効果と抑制効果を比較し、市場への影響を考慮した上で総合判断すること(競合技術を排除するようなことはないかなどを意味する)

② プールによって、補完的技術の統合をもたらすか否かを検討すること(補完的技術の統合とは、例えば技術標準であれば、全ての標準構成要素を実施できないと技術の全体実施が不可能となる事象をいう)

③ ライセンス市場の取引費用の削減に貢献するか否か(One-Stop Licensingの効果などを指す)

④ 原則として、当該技術の実施に不可欠な

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

必須特許を対象とし、それらが中立な第三者によって選定されているかである。

現代の特許プールは、上記基準を良く理解、遵守していると考えられ、それが故に独占禁止法問題を誘発することなく特許プールの普及が進んでいるものと評価している。

(2) 特許法との関係

現代のグローバル化時代に機能する特許プールは、必然的にワールドワイドライセンスとなることが要求されること、残念ながら理想的な世界特許は実現に至っていないため、依然として特許独立の原則(パリ条約第4条の2)の下でライセンスが行われなければならない。具体的には、ライセンス許諾にあたってはいわゆるファミリー特許を一括して許諾対象にすれば良いだけである一方、問題は特許権者へのロイヤリティ配分に際して発生する。つまり、製造国と販売国が異なるときに、どのプール特許に対してロイヤリティを配分すべきかという点である。MPEG2特許プールにおいては、製造国と販売国にそれぞれ存在するプール特許に対して二分の一ずつ配分している。但し、これを可能にするためには、ライセンスに製造国と販売国を製品ごとに報告してもらう必要が生ずる。第三代携帯電話のW-CDMA特許プラットフォームライセンスでは、この不便を省くために対象製品の製造と販売に関するマーケットデータを入手した上で、それに従って製造国と販売国を推定する方法を採っている。それぞれ一長一短あるので、製品の特性に応じて採否を考えるべきであろう。

もう一つの問題は、ある必須特許があり、そのファミリー特許が出願中の場合の取扱いである。日本の出願特許や欧州のそれは、登録前であっても一定のライセンス権(補償金請求権など)があるので、ロイヤリティ配分の対象とする考え方も成り立つ。このため、W-CDMAプ

ラットフォームライセンスでは、登録された特許よりも配分率を下げた上で(登録特許の10%)対価の対象としている。これに対しては、登録された特許のみに有効性の推定が働くべきことから、批判がある。他方、MPEG2特許プールでは対価対象を各国の登録特許に限定している。

このような議論は、世界特許制度ができたならば解決する課題である。現在、仮的世界特許の試みも始まっているが、上記課題だけでなく、無効特許がプールに含まれる虞を回避する観点からも、仮にバーチャルなものであってもよいため世界特許化は特許プールにとって極めてメリットが大きいので、その実現に期待するところである。

3. パテントプールのマネジメント

3.1 技術的貢献に応じた配分の在り方

現状の特許プールにおいては、実質的に特許の技術的貢献や価値について差異を設けることなく、プールされた全ての必須特許に対して等しくロイヤリティが配分されている。この方法で良いかは古くて新しい課題であり、MPEG2特許プールの形成にあたっても相当な議論がなされたが結論が出ず、継続課題として持ち越しになった経緯がある。この結果、技術の中核を成す基本特許であれ、ごく一部を成す特許であれ1件は1件として等価な配分を受けるから、特許の分割競争を生じさせている面もある。このため、一つの親出願から生み出された分割特許の数に制限を加えて必須特許の適格を与える方法も適用され出したが、便法としてはあり得ても、分割制度が発明保護の目的で存在する以上、その制限数が余りに抑制的であることは、特許活用による産業の発展という特許本来の趣旨に沿わないものとなるであろう。

一方で、プールされた全ての必須特許につい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て技術的貢献度合いを測るために、例えば第三者評価機関を設けてこれを行うことは、費用面のみならず結論の妥当性担保の点から非常に困難な取り組みであろう。おそらく、多くの特許間の価値が微差なものになってしまうのではないかと想像する。

筆者の私見であるが、唯一可能な取り組みは、当該技術の実施のために誰が見ても基本特許（中核技術）といえるような特許を抽出し、これに対して高い評価、つまり厚い配分を与えることではないかと考える。一概には言えないが、必須特許全体のうち10%前後がこれに該当するのではないかと推測する。その評価は専門知識を有する第三者があたることになろうが、基本性に関する説得力のある理由書を要求することによって、全数評価に比べればはるかに容易である。

この考え方のもう一つの利点は、後述するアウトサイダー対策にもなることである。アウトサイダーとしてパテントプールに参加しない特許権者は、基本特許を有することが多く、それが故にプールに参加しないで独自に比較的高いロイヤリティを要求しようとするわけであるから、このようなアウトサイダーに対して、高い配分率はプール参加への動機を与え得る。

3.2 エンフォースメント

パテントプールにおけるエンフォースメント（訴訟提起）は、どうしてもライセンスを受諾しないライセンシ候補がいた場合に、究極的な手段として行われるものであり、既にライセンスを取得しロイヤリティを支払っているライセンシとの間で公平性を維持するために必要な活動である。前述のMPEG2パテントプールでは、1997年のライセンス開始以降、10事案以上の訴訟が提起され、その全てのケースで勝訴判決若しくはライセンス受け入れを前提とした和解に至っている。エンフォースメントを公平性確保

のために躊躇しなかったことが、同プールの成功要因の一つとして挙げられるであろう。

図3は、MPEG2パテントプールの発展の推移を、ライセンサ、ライセンシ、ライセンス特許及びロイヤリティ収入の時系列変化によって示したものである。なお、収入（Net Income）については、守秘義務の関係上スケールを示していない。

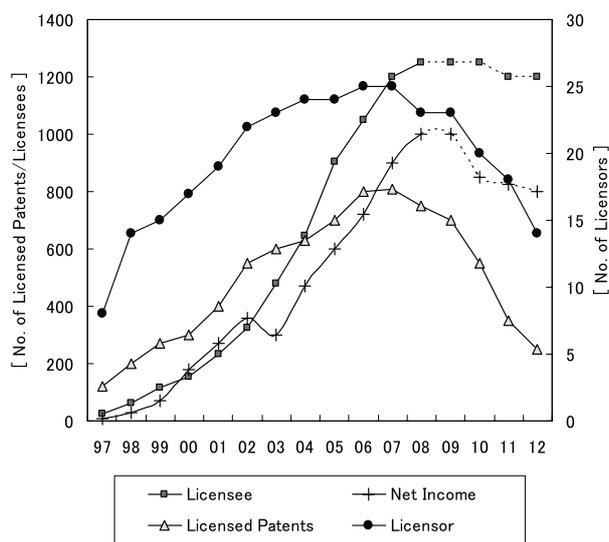


図3 MPEG2パテントプールの推移

図において、2002年～2003年頃に一つの変曲点があるのがわかる。これは、当時同プールがなかなかライセンスを受けなかった米国のPC製造メーカーに対して特許侵害訴訟を提起した時期と符合するもので、この訴訟はPCメーカーがライセンスを受け入れる形で和解している。訴訟提起をきっかけとしてライセンシの増加カーブが向上し、また収入も同様に増加が顕著になっている。つまり、ライセンスを取得しないと訴訟リスクがあるという認知が高まった結果である。なお、収入カーブの一時的減少は、当初の4ドル/台というロイヤリティを和解戦略の一つとして2.5ドル/台に変更したことによる。当然、PC機器だけでなく、全ての製品にこの変更は適用されている。なお、訴訟はライセン

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

サが共同原告となることで行われる。ライセンス会社はサブライセンス権を有するが、独占権ではないからである。

パテントプールのマネジメントの観点からもう一つの訴訟形態があり、いわばコンプライアンス訴訟というべきものがある。あるライセンスは、ライセンス契約を締結した上で、契約上のロイヤリティを全額は支払わない(過小申告)ことがある。これに対して一般に監査を実施して是正を求めるが、是正しない場合や悪質な場合には、契約違反に基づくロイヤリティ及び利子分の支払い訴訟が必要になる。この訴訟原告はライセンス会社自身である。ライセンスに対して、ロイヤリティ徴収義務を負うからである。このため、ライセンス会社は常にマーケット情報を収集して、各ライセンスの出荷台数について、マーケット情報とロイヤリティレポートを照合することが重要な業務となる。なお、このようなコンプライアンス訴訟を提起することは、各ライセンスに過少申告を許さない抑止効果を期待する面があることは、特許侵害訴訟の効果と同様である。

3.3 ロイヤリティの適正化

パテントプールの対価条件(ロイヤリティ)は、ライセンス製品1台当たりの固定額で設定されることが多い。これは、製品価格にかかわらず特許の技術的価値は一定であろうという発想と共に、ライセンス会社も出荷台数ならば正確に数値把握できるという考え方に基づく。一方、技術の普及に伴って製品価格は下落するのが一般的であるから、長期にわたって同一のロイヤリティ額を適用するのは妥当性を欠く。MPEG2パテントプールにおいて、当初4ドル/台のロイヤリティを2003年に2.5ドル/台に低減したのも訴訟戦略を考えつつ、マーケットの実情に適合させたのが理由である。今後もこのような調整は必要であると考えている。すなわ

ち、同パテントプールでは図3に示すように、2007年頃をピークにライセンス特許が存続期間満了によって減少し始め、2012年頃には20%程度の数になる。したがって、ライセンスからはロイヤリティ額の低減が間違いなく要求されると考えている。どの程度の低減にすべきかは、ライセンスの立場でもあるライセンスと純粋ライセンスで立場が大きく異なり全体合意が容易でない問題であるが、特許の減少割合よりは小さい割合でロイヤリティが低減される見込みである。これは、元々プールのロイヤリティは比較的低価に設定されていることと、特許数の減少と価格減少を直接結びつける法的・理論的根拠に乏しいことが背景になるからである。なお、図3においては、収入とライセンス数のカーブについて2008年以降は点線で示しているが、想定に過ぎないことを付記する(他方、ライセンス数とライセンス特許数はその性格上原則として確定するものである)。

4. パテントプールの課題と将来像

4.1 ロイヤリティ政策

先に述べたMPEG2技術標準の次世代版として利用されている技術に、H.264/MPEG4 AVC⁸⁾(以下、AVCという)がある。AVCはMPEG2に比べて圧縮効率が2倍程度改善されており、このため地上波デジタル放送を携帯電話で視聴するワンセグや次世代DVDであるブルーレイディスクなどに広く用いられるようになった。このAVCについてもパテントプールが運営されているところ、その基準ロイヤリティレートはMPEG2の10分の1以下の\$0.2/台という値に低く抑えられている。しかも、ライセンス1社当たりのロイヤリティ支払額には年間上限額(5百万ドル)が設定されている。これは、ライセンスによる対価条件設定時において、ある有力なライセンスが同時に巨大なライ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

センシであるという事情が影響した。AVCパテントプールは、参加特許権者23社、必須特許数500件程度であり、MPEG2がそれぞれ25社、800件であることと比べても遜色ないポートフォリオを有していることを考えると、ロイヤリティ設定が低過ぎたと言わざるを得ない。既に相当数のライセンスがこのレートに基づきライセンスを取得していることに照らせば、今後レートを上方修正することは極めて困難を伴うであろう。AVCがMPEG2の後継規格として普及期に入った現在、特許権者から見れば技術的価値に比べて不満の残るロイヤリティ収入である。

このような反省を踏まえて、ロイヤリティ政策としては、前述したMPEG2パテントプールの歴史が示すように、当初はある程度のロイヤリティ水準を設定し、技術の普及に従って低減していくことが妥当な方法ではないだろうか。また、ライセンスの事業規模に大きな差異があることは確かであり、年間上限額（キャップ）の導入はやむを得ないと考えるが、キャップに達したライセンスの実質的ロイヤリティレートと、非適用の小規模事業者であるライセンスとのレートに極端な差が生じているとすれば、独占禁止法の観点からも差別的待遇の問題が懸念される場所である。パテントプールに関する独占禁止法上のガイドライン⁹⁾では、残念ながら本問題については十分議論されていないようである。今後、パテントプールの課題として適正なキャップ設定の在り方を検討する必要がある。

4. 2 プールの重畳とプロダクトライセンス

(1) パテントプールの重畳

パテントプールの重畳とは、ある製品に用いられる標準化技術が複数あった場合に、それぞれの標準に対応したパテントプールからライセンスを受ける結果、パテントプール単体でのロイヤリティレートは低価だとしても、総和としては相当な高額ロイヤリティに積み上がってし

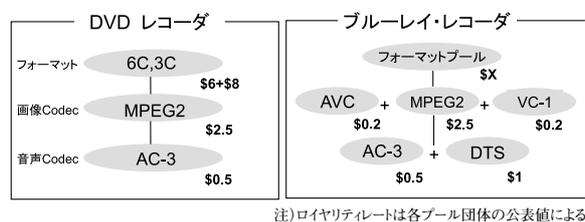


図4 光ディスクのパテントプールの重畳

まう状況を指す。

図4においては、DVD及びブルーレイディスク製品におけるパテントプールの重畳を示す。パテントプールは、技術標準毎に形成されることが独占禁止法の観点から要求されている。その理由は、競争関係や代替関係に立つ技術標準があった場合に、一括したパテントプールを形成すると互いの競争促進を阻害する可能性があるからと説明されている。前述したW-CDMAパテントプラットフォームライセンスの形成時に、同規格と競争関係に立つcdma 2000を包含できなかったのが例である¹⁰⁾。一方、DVDなどの場合の重畳は、記録フォーマット、画像圧縮、音声圧縮の各技術を集合させなければそもそも製品機能が達成できないために生ずるものであるから、競争促進に弊害を及ぼすことはないように思われる。いずれにしても、製品機能が高度化しその標準化が進めば進むほどパテントプールの重畳問題は顕在化する。

もう一つの側面は、標準化の後方互換性（Backward Compatibility）と呼ばれる技術標準の遷移から発生する問題である。先の例を利用して説明すると、DVDの次世代版であるブルーレイディスクは、前世代のDVD機能を当面的に搭載しないと市場に受け入れられないであろう。このような後方互換性が要求されるために、次世代製品と前世代製品両方にかかるパテントプールが重畳することになる。したがって、製品機能と世代間機能の二重の対価積上げが問題になるのである。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) プロダクトライセンスの導入

プールの重畳の解決策として近年提唱されてきているプロダクトライセンスとは、製品機能毎にパテントプールが形成される場合においても、製品化に不可欠な技術を一括して、かつ単純和以下のロイヤリティでライセンスすることをいう。例えば映像機器においては、「伝送」「画像」「音声」などの不可欠な要素技術があり、これらは多くの場合標準化されてパテントプールが存在するわけであるが、これらを纏めてより安価にライセンスする考え方である（Pool for Pool）。無論、個別のパテントプール毎のライセンスは可能な状態におく前提である。

プロダクトライセンスによれば、ロイヤリティの積上げはかなり緩和するはずであり、One-Stop Licensingの利点もさらに高まることが期待できるが、パテントプールを集合させたこの方式は、残念ながら未だ実現できていない。その理由は、第一に、各プールにおいてライセンス（特許権者）は低価なロイヤリティを提供するために既に一定の妥協をしているところ、さらに対価を圧縮することには抵抗が大きいものと思われる。第二は、結合させるパテントプールの管理会社が異なった場合には、プロダクトライセンス化は両社の収益構造に影響を与えるため、協力・連携が容易でないことが挙げられる。

このような状況下でも、取り組みが皆無ではない。日本のデジタルテレビ放送規格（ARIB：社団法人電波産業会による規格）については、日本のアルダージ株式会社によってパテントプールが形成されているが、その一部を成す携帯電話のワンセグは同プールから伝送方式についてライセンスされている一方、ワンセグに使用される多重化方式であるMPEG2-SystemsはMPEG2プールを扱う米国MPEG LAの下でライセンス対象となっている。ところで、MPEG2-Systemsのプールライセンスは普及が

進んでいないという事情がある。そこで、アルダージ株式会社のパテントプールが有する高い捕捉率を利用して、伝送方式にかかるARIBプールに多重化方式のMPEG2-Systemsプールを統合し、より使い勝手の良いプール方式にしようという試みが開始されている。小さな一歩ではあるが、このようなステップを大切にしながらプロダクトライセンス化への大きな潮流を作り出していくことが肝要であろう。

4.3 アウトサイダー問題

(1) アウトサイダー問題とは

アウトサイダーとは、必須特許を有しながらパテントプールに参加せず、独自に高いロイヤリティを要求する特許権者をいう。技術標準化におけるいわゆるホールドアップが、パテントプールが形成されている場において生じた現象と考えてよい。そもそもパテントプールは、参加自由の原則に基づいて形成・運用されるため、原理上アウトサイダーの出現を防止することはできない。このアウトサイダー問題の本質は、アウトサイダー1社が高い対価を要求した場合に、多数の特許権者の参加と検討努力によって何とか商業的实施レベルとして妥協したプールロイヤリティが、合算によりプール化の効果が著しく低下してしまうことにある。

(2) 解決の方向性

アウトサイダー問題を解決する第一の方向性は、権利濫用論を軸としたアウトサイダーが行使する差止請求権や対価請求権の抑制である。ある標準化技術に関する必須特許についてはパテントプールが用意されて多数の特許権者が参加し、そのロイヤリティ条件が技術利用者（実施権者）にも受け入れられた結果、広く社会で使用されている場合には、アウトサイダーが要求できる対価は、プールロイヤリティが基準になるべきであって、これを大きく上回ることは

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

権利の濫用に該当すると考えるべきである¹¹⁾。具体的にMPEG2プールを例にとってみると、同プールの必須特許は約800件、レートは\$2.5であるところ、あるアウトサイダーが自己の必須特許10件は基本特許であるから、\$1.0を要求したとしよう。特許当たりのレートで見れば、30倍の要求になる。確かに基本発明としての技術的価値は高いかもしれないが、当該技術の普及はパテントプールの存在によって助けられたものであるから、アウトサイダーの特許権もプール中の同じ必須特許と等価に扱うのが合理的なはずである。

第二の方向性は、裁定実施権の適用可能性を柔軟に考えることである。我国特許法第93条は、いわゆる公共の利益のための裁定による通常実施権を定めている。同制度の運用要領¹²⁾によれば、適用を想定する場面として、国民の生命等国民生活に直接関係する分野で特に必要な場合や、不許諾によって国民生活に実質的な弊害が認められる場合を例示している。

ところで、このような公共性の意味は技術の進歩によって当然変化し、一定の標準化技術は公共財の側面を有するに至っている。例えば地震災害時において、テレビ放送や携帯電話網のような社会インフラは命綱であると言って過言でないだろう。だからこそ標準化の意義も高いのである。

さらに、殆どの標準化技術はRAND宣言によってライセンス許諾の約束が既に為されているから、標準化技術にかかる必須特許について裁定実施権を適用するかどうかは、差止請求権を取上げるかの問題ではなく、適正な対価を決定するプロセスとして扱えるかの問題に帰着することを強調したい。そうすると、我国特許法第93条等裁定実施権の要件は、当事者の協議前置が強制され、その後工業所有権審議会の意見聴取義務が課されるなど、公平な決定プロセスが担保されており、加えて裁定で定める対価に

ついてはこれのみをもって裁判所へ出訴可能な事項と定められている。要するに、RANDのような実施許諾が約束されている前提があり、かつ国民生活に密接に関連する広く利用される技術標準の必須特許は、裁定実施権の対象とすべきである。独占実施を一部召し上げるエイズ特効薬に強制実施権を付与する場面に比べても、特許権の独占排他性を抑制する弊害は少ないと考える。

5. まとめ

我国の知財政策の柱を成す知的創造サイクル(知の創造、保護、活用の循環)において、技術標準を推進する観点から、パテントプールは知財の活用から次の知の創造への循環を構成する具体的役割を發揮しており、特に電子情報通信分野では広く普及する段階に入った。また、日々のパテントプール運営の実践を通じて、実務的マネジメントでも改善が加えられてきている。

一方、標準化の進展の結果ではあるが、複数のパテントプールが重畳することによるロイヤリティの積上げ現象や、原理上避けられないアウトサイダー問題にも遭遇している。このような課題に対する解決の方向性を本稿で提示したつもりであるが、さらなる検討なくして解決はもとより困難である。関係者からの一層のご教示を期待する。

なお、本稿における意見にかかる部分は筆者個人に属するもので、いかなる組織の見解を示すものではない。

注 記

- 1) 尾崎英男, 加藤恒, 知財管理, Vol.48 No.3 pp.329~337 (1998)
- 2) 加藤恒, 知財管理, Vol.51 No.4 pp.559~569 (2001)
- 3) 清水克則, 知財管理, Vol.55 No.12 pp.1721~1731 (2005)
- 4) 家畜の遺伝資源の保護に関する検討会, 家畜の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

遺伝資源の保護・活用のあり方について（検討
会中間取りまとめ）」、2006年8月

[www.maff.go.jp/www/council/council_cont/
seisan/idenhogo/ir/20060803b.pdf](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/idenhogo/ir/20060803b.pdf)参照

- 5) 日本知的財産仲裁センター、「必須判定手続規則」
なお本誌当月号に、弁護士林いづみ氏が「日本
知的財産仲裁センターにおける必須特許判定の
実務と将来」と題して詳しく紹介されているの
で、参照されたい
- 6) 公正取引委員会、日本遊技特許運営連盟等に対
する排除勧告、平成9年(勸)5号、1997年6月
20日
- 7) U.S. DOJ, Business Review Letter for MPEG2,
1997年6月26日など
- 8) 2003年にITU（国際電気通信連合）によって勧
告された動画圧縮符号化の国際標準であり、
AVCとはAdvanced Video Codecの略である
- 9) 公正取引委員会、標準化に伴うパテントプール
の形成等に関する独占禁止法上の考え方、平成
17年6月29日など
- 10) 米国司法省、Business Review Letter for 3G
Platform, 2002年11月12日
- 11) 知的財産研究所、プロパテント時代における権
利のありかたに関する調査研究（第5章）、2002
年3月において、執筆者の弁護士尾崎英男氏が
同旨を述べておられる
- 12) 特許庁、裁定制度の運用要領、昭和50年12月1
日決定、平成9年4月24日改正

（原稿受領日 2008年12月19日）

